

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令（二七七）
- 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令（二七七）
- 森林組合法施行令及び組合等登記令の一部を改正する政令（二七八）
- トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当販売関税に関する政令の一部を改正する政令（二七九）
- 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（二八〇）
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八一）

〔省 令〕

- 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産六〇）
- 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行規則（同六一）

〔告 示〕

- 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトリス（クロロプロピル）ホスフェートについて関税率法第八条第一項及び二項の規定により不当販売関税を課することが決定した件（財務二二一）
- 種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産一七八九）
- 出願公表後に名称変更がなされた件（同一七九〇）
- アメリカ合衆国から発送されるハートレイ種、ペイン種及びフランケツト種のくるみの核子に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の全部を改正する件（同一七九一）
- 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令第六条第一項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件（同一七九二）
- 中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業一七九）
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録の変更をした件（同一八〇）
- 中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同一八一）

- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件（同一八二）
- 駐車場法施行規則の規定により登録認証機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通八六九）
- 砂防法第二条の土地を指定する件（同八七〇、八七一）
- 道路に関する件（近畿地方整備局一三五）
- 道路に関する件（九州地方整備局九二）
- 指定確認検査機関の指定の区分を変更した件（同九二）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 公安調査庁 最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

駐日大使逝去（外務省）

〔公 告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

- ◇ 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令（政令第二七六号）（農林水産省）
防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第五六号）の施行期日は、令和二年一月一日とすることとした。
- ◇ 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令（政令第二七七号）（農林水産省）
1 防災重点農業用ため池の指定の要件は、当該農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が一〇メートル未満の区域に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をい）、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないものを除く。）が存すること等とすることとした。本則関係
2 この政令は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第五六号）の施行の日（令和二年一月一日）から施行することとした。
- ◇ 森林組合法施行令及び組合等登記令の一部を改正する政令（政令第二七八号）（農林水産省）
一 森林組合法施行令の一部改正関係（第一条関係）
1 森林組合又は森林組合連合会（以下「組合等」という。）が行う吸収分割及び新設分割について民法を準用する場合の説替えを定めるものとした。
2 組合等が行う吸収分割及び新設分割について自動車抵当法等の適用がある場合に準用される民法の説替えを定めるものとした。
3 その他所要の規定の整理を行うものとした。